

平成 27 年 8 月 31 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会
8 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会
平成27年8月31日

◎ 議事日程 第1号

平成27年8月31日（月曜日）午後2時00分開議

- 第1 議長の選挙について
 - 第2 会議録署名議員の指名について
 - 第3 会期の決定について
 - 第4 副議長の選挙について
 - 第5 議案第9号 専決処分について
 - 第6 議案第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
 - 第7 議案第11号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第8 議案第12号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第9 議案第13号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
 - 第10 議案第14号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 第11 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
 - 第12 議案第15号 監査委員の選任について
 - 第13 一般質問
-

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・	6
日程第3	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第4	副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第5	議案第9号 専決処分について・・・・・・・・	8

日程第6	議案第10号	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護 審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報 保護条例の一部改正について・・・・・・・・・・	8
日程第7	議案第11号	平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入 歳出決算認定について・・・・・・・・・・	8
日程第8	議案第12号	平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	8
日程第9	議案第13号	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第1号）について・・・・・・・・・・	8
日程第10	議案第14号	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・	8
日程第11		選挙管理委員及び同補充員の選挙について・・・・・・・・・・	24
日程第12	議案第15号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・	25
日程第13		一般質問・・・・・・・・・・	27

◎出席議員（25人）

志田 常佳	丸山 広司	杉田 勝典
森山 昭	五位野 和夫	浅野 一明
川田 一幸	小泉 勝	本間 清人
渡邊 雄三	渡辺 幹衛	大森 幸平
渡辺 一美	塩谷 寿雄	渡辺 俊
小林 政榮	武石 雅之	松原 良彦
山口 周一	諸橋 和史	高橋 政喜
藤ノ木 浩子	石垣 喜一郎	伝 信男
松浦 春次		

◎欠席議員（5人）

湯浅 佐太郎	久保田 陽一	笠原 幸江
林 茂	浅間 信一	

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠田 昭
副広域連合長	渡邊 廣吉
事務局長	野本 信雄

業 務 課 長	高 橋 浩 二
業 務 課 長 補 佐	土 沼 亨
総 務 係 長	遠 藤 滋
企 画 係 長	細 谷 智 昭
資 格 保 険 料 係 長	牛 木 浩 太 郎

◎職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	田 辺 信 一
議 会 事 務 局 員	高 張 由 紀 子
議 会 事 務 局 員	五 十 嵐 貴 実 子

午後 2 時 00 分 開 議

◎**議会事務局長（田辺信一）** 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

統一地方選等により、議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、栗島浦村の松浦春次議員が年長の議員でございますので、松浦議員に臨時議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

[松浦春次臨時議長、議長席に着席]

○**臨時議長（松浦春次）** ただ今、ご紹介いただきました松浦でございます。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

○**臨時議長（松浦春次）** これより平成 27 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 25 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 議長の選挙について

○**臨時議長（松浦春次）** 日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定によりまして、指名推選により決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（松浦春次） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松浦春次） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に志田常佳議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松浦春次） ご異議なしと認めます。

よって、志田常佳議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました志田議員に対し、当選の告知をいたします。

なお、議長に当選されました志田議員からご挨拶があります。

〔志田常佳議長、登壇〕

○議長（志田常佳） 今ほど、当広域連合議会の議長に選任いただきました志田でございます。一言、就任のご挨拶をさせていただきます。

皆様方からご推挙を賜り、議長という要職に就かせていただきましたことは、身に余る光栄と思っておりますが、その職責の重さを考えますと身の引き締まる思いであります。

後期高齢者医療制度も8年目を迎えておりますが、高齢者の方々の暮らし・健康をサポートする仕組みとして、これからもその充実が図られることが必要と思っております。制度の充実のために、本広域連合議会が、住民の負託にこたえられる議会となるよう、運営に努めてまいります。

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○臨時議長（松浦春次） ありがとうございます。
以上をもって、臨時議長の職務は終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、志田議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

〔松浦春次臨時議長、自席へ〕

〔志田常佳議長、議長席に着席〕

○議長（志田常佳） それでは、臨時議長と交代いたしました。
最初に、諸般の報告をいたします。
内容につきましては、お手元に配付したとおり、監査結果の報告です。
監査委員より、本年2月から8月までの例月現金出納検査結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。
検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここにご報告を申し上げます。

△日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（志田常佳） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において渡辺俊議員及び藤ノ木浩子議員を指名いたします。

△日程第3 会期の決定について

○議長（志田常佳） 次に、日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

△日程第4 副議長の選挙について

○議長（志田常佳） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により決したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に 武石雅之議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、武石雅之議員が副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました武石議員に対し、当選の告知をいたします。
なお、副議長に当選されました武石議員からご挨拶があります。

〔武石雅之副議長、登壇〕

○副議長（武石雅之） 今ほど、皆様方からご推挙をいただき、当広域連合議会の副議長に選任いただきました武石でございます。一言、就任のご挨拶をさせていただきます。

高齢化が進む中、高齢者の方々が安心して暮らせるよう制度の確実な実施が求められております。広域連合議会が、制度の確実な実施に向けた議会としての役割が果たせるよう議長を補佐し、微力ながら円滑な議会運営に努めていく決意であります。

皆様方のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

-
- △日程第5 議案第9号 専決処分について
 - △日程第6 議案第10号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
 - △日程第7 議案第11号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - △日程第8 議案第12号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △日程第9 議案第13号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
 - △日程第10 議案第14号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（志田常佳） 次に、日程第5、議案第9号「専決処分について」から日程第10、議案第14号「平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 広域連合長の篠田であります。

それでは、議案第9号から第14号につきまして説明させていただきます。

初めに、議案第9号、専決処分についてです。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に基づき、所得の少ない被保険者の負担を軽減するため、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の保険料算定に係る基準の一部を改正するものであります。

平成27年3月4日に公布され、同年4月1日から施行となることに伴い、この期間内に広域連合議会の招集が困難であったことから、3月12日付けで専決処分とさせていただいたものであります。

次に、議案第10号、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてです。

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行にあわせまして、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議案第12号、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製した決算に、同条第2項の規定による監査委員の審査意見書を付して、同条第3項の規定による議会の認定をいただきたく、提出するものです。

それでは、歳入歳出決算の状況を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金、後期高

齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などであります。

次に、主な歳出です。

事務局運営経費のほか、被保険者代表等の意見を伺うための懇談会の運営経費、制度周知のためのガイドブック作成等の広報経費、市町村が行う健康増進事業等への補助金など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であり、財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図ってまいりました。

この結果、平成 26 年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 27 億 5,425 万 3 千円で、収入率 100.9 パーセント、歳出総額 26 億 3,986 万円で、執行率 96.7 パーセント、歳入歳出差引額は 1 億 1,439 万 3 千円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの負担金及び基金繰入金などです。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業を実施する保健事業費などです。

この結果、平成 26 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 2,577 億 8,966 万 3 千円で、収入率 100.5 パーセント、歳出総額 2,504 億 9,725 万円で、執行率 97.7 パーセント、歳入歳出差引額は、72 億 9,241 万 3 千円となっております。

次に、議案第 13 号、平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 16 億 4,191 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 12 億 9,776 万 4 千円とするものです。内容としましては、円滑運営臨時特例交付金の減額のほか平成 26 年度各種負担金等の精算に係る経費などを補正するものです。

次に、議案第 14 号、平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 74 億 45 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,668 億 8,129 万 4 千円とするものであります。内容としましては、平成 26 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金等の精算や医療財政調整基金への積み立て経費などを補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（志田常佳） なお、この際、事務局長から、本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

◎事務局長（野本信雄） はい、議長。

○議長（志田常佳） 野本事務局長。

〔野本事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（野本信雄） それでは、議案第 10 号から第 14 号についての補足説明をさせていただきます。失礼して自席にて着席して説明させていただきます。

議案書と併せて送付させていただきました薄い冊子「平成 27 年 8 月定例会提出議案の概要」という資料を中心にご説明させていただきます。お手元にご用意をお願いします。

概要の 5 ページをお開きください。

議案第 10 号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」であります。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、当広域連合の関連条例の一部改正を行うものであります。

条例改正の概要についてですが、審査会条例につきましては、審査会の所管事務として「特定個人情報保護評価の第三者点検」を加えるものです。

また、保護条例につきましては、番号法の趣旨に沿った内容を加えるとともに用語の整理を行うなどの改正を行うものであります。

次に 21 ページをお開きください。

議案第 11 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」主なものをご説明いたします。

決算概要は記載のとおりであり、歳入決算額は 27 億 5,425 万 3 千円、歳出決算額は 26 億 3,986 万円となり、歳入歳出差引額である 1 億 1,439 万 3 千円は、平成 27 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫負担金の精算などを行います。

次に、中ほどの「主な歳入」の欄になりますが、市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」のほか、低所得者の保険料軽減分や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減分の財源として、国から受け入れた「臨時特例交付金」などの「国庫支出金」などがございます。金額については、記載のとおりであります。

なお、保険料軽減分の財源約 17 億円は、前年度交付方式から当該年度交付方式に変更となりました。これが、上段の「決算概要」での対前年度比較での増額の主な理由でございます。

続きまして、「主な歳出」の欄になります。

「一般管理事務費」の「特別会計事務費繰出金」ですが、医療給付に係る事務費を特別会計へ繰出したものであります。

以下、関係事業費の金額及び主な使途については記載のとおりであります。

次に、23 ページをご覧ください。

議案第 12 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」主なものを説明いたします。

決算概要は記載のとおりであります。歳入決算額 2,577 億 8,966 万 3 千円、歳出決算総額 2,504 億 9,725 万円となります。歳入歳出差引額である 72 億 9,241 万 3 千円は、平成 27 年度に繰り越しますが、このうち 68 億 2,053 万 6 千円は、平成 26 年度分の医療給付費の実績精算による国・県・市町村及び社会保険診療報酬支払基金に対する返還金の財源として充当するため、実質繰越額は 4 億 7,187 万 7 千円となります。

次に、中ほどの「主な歳入」の欄になります。

「市町村支出金」ですが、被保険者が市町村に納付した保険料分及び市町村が医療給付に係る費用を定率で負担する療養給付費分をそれぞれ負担金として受け入れたものであり、金額は以下、記載のとおりでございます。

「国庫支出金」は、療養給付費負担金、調整交付金及び健康診査事業等に係る補助金を受け入れたものであり、「県支出金」は、療養給付費負担金等を受け入れたものであります。

「支払基金交付金」は、国保や被用者保険などの負担金を財源とする現役世代からの支援金を、窓口となっている社会保険診療報酬支払基金から受け入れたものであります。

「繰入金」ですが、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会

計繰入金」のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分の財源として国からの交付金を積み立てていたものを取り崩し充当した「臨時特例基金繰入金」であります。

「繰越金」は、平成 25 年度からの繰越金であります。

次に、「主な歳出」の欄になります。

「総務費」ですが、決算額 16 億 1,429 万 7 千円となります。

事業別の主な内訳は 23 ページから 24 ページに記載のとおりであります。

次に、24 ページの「保険給付費」ですが、決算額は記載のとおりであり、療養諸費の療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、それに高額療養諸費、葬祭費であります。平成 25 年度に比べまして、全体としては 0.5%の増となっております。

下段の「県財政安定化基金拠出金」ですが、決算額は記載のとおりであり、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置しております基金に対しての広域連合からの拠出金であります。

25 ページをご覧ください。「保健事業費」ですが、健康診査事業についての各市町村への委託料などであり、健康診査受診率については 20.9%、平成 25 年度に比べて 0.2 ポイントの増となっております。

ここで、当広域連合の保険事業の成果について触れさせていただきます。

お手元の資料「議会 8 月定例会議案」という厚い方の冊子をご用意いたします。

「主要な施策の成果報告書」とインデックスの付いている箇所、資料をご覧ください。成果報告書の 11 ページをご覧ください。

まず、11 ページの「保険料率及び賦課限度額」についてですが、保険料率は均等割が年額 3 万 5,300 円、所得割は 7.15%となっており、制度開始からこの料率を維持してまいりました。平成 27 年 3 月 31 日現在の状況としては、表右側の備考欄に記載のとおり、一人当たりの平均保険料は年額 4 万 557 円、賦課決定被保険者数は 37 万 5,339 人となっております。

次に、「保険料の軽減の状況」ですが、均等割では全体の 66.0%の方が軽減対象となっており、また、所得割では 10.5%の方が対象となっております。

また、主な事業であります保険給付に関しましては、15 ページから 16 ページに、保険給付費として、事業ごとの支給件数・費用額等を記載しております。

それでは、大変恐縮ですが、先ほどの薄い冊子「議案概要」にお戻り願います。

27 ページをご覧ください。ここでは、第 11 号議案及び第 12 号議案に関連いたしまして、「財産の状況」について、ご説明いたします。

「物品」ですが、「サーバ機」は、電算処理システム用の一括処理専用サーバ機を保有しております。

「後期高齢者医療制度臨時特例基金」ですが、被扶養者及び低所得者の保険料軽減などの財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てていたものを、その目的のために一部を処分したものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりとなっております。

「後期高齢者医療財政調整基金」ですが、これまでの後期高齢者医療特別会計の実質繰越金を基金に積み立てていたものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりであります。

なお、この積立金は、保険料を据え置くため、平成 27 年度の保険給付費に充当する予定であります。

次に、29 ページをご覧ください。

議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」ご説明いたします。

補正理由についてですが、国の交付金の交付方法が変更になり、円滑運営臨時特例交付金を一般会計で受けて、基金に積み立て、その後特別会計へ繰り入れる方式から、基金に積み立てず、特別会計に直接受け入れる方式に変更になったことによる臨時特例基金積立金の減額のほか、平成 26 年度市町村負担金等の精算に係る経費を補正するもので、16 億 4,191 万 9 千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ 12 億 9,776 万 4 千円とするものです。

「歳入予算」につきましては、「国庫支出金」の「円滑運営臨時特例交付金」では、交付金を特別会計で受け入れるため、一般会計分を減額するものです。

「財産収入」の「臨時特例基金利子」では、臨時特例基金の積立による資産運用ができなくなったため、基金運用利子収入を減額するものです。

なお、臨時特例基金については、今年度末に廃止する予定としております。

「繰越金」については、共通経費負担金や国庫補助事業の精算を行うための財源とするものです。

「諸収入」は、国民健康保険団体連合会へ平成 20 年度から平成 24 年度に委託した事業の精算分としての返還金のうち、共通経費負担金を財源とする返還金を受け入れるものであります。

次の「歳出予算」ですが、総務費の「償還金」については、共通経費負担金の市町村への返還や、平成 26 年度医療制度事業費補助金の精算による国への返還に

要する経費です。

また、「臨時特例基金事業費」の「積立金」ですが、国からの円滑運営臨時特例交付金と臨時特例基金利子の減額にあわせ、積立金を減額するものです。

次に、31 ページをご覧ください。

議案第 14 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」ご説明します。

補正理由ですが、一般会計補正と同様の理由であり、交付金を直接、特別会計に受け入れる方式に変更になったことによる財源の補正分および平成 26 年度保険給付費等の実績に基づく国・県・市町村などの負担金等の精算や国民健康保険団体連合会からの返還金を医療財政調整基金に積み立てるための経費としての歳出経費分、それぞれ 74 億 45 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 2,668 億 8,129 万 4 千円とするものです。

「歳入予算」につきましては、「市町村支出金」の「療養給付費負担金過年度分」では、平成 26 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、市町村から負担金の不足分を受け入れるものであります。

「国庫支出金」の「円滑運営臨時特例交付金」では、昨年度まで一般会計で受けておりました交付金を特別会計での歳入とするものです。

「県支出金」の「療養給付費負担金過年度分」では、平成 26 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、県から負担金の不足分を受け入れるものです。

「繰入金」の「臨時特例基金繰入金」では、臨時特例基金への新たな積み立てを行わないため、繰入額を平成 26 年度末残高に合わせるものです。

また、「医療財政調整基金繰入金」では、円滑運営臨時特例交付金の交付見込額が示されたため、当初予算計上額との差額を調整するものであります。

「繰越金」では、前年度に受け入れた、国民健康保険団体連合会からの返還金を医療財政調整基金へ積み立てる財源のほか、平成 26 年度の実績に基づく精算による、国・県・市町村・支払基金への返還金の財源を補正するものであります。

「諸収入」の「国保連合会返還金」ですが、国民健康保険団体連合会へ平成 20 年度から平成 24 年度に委託した事業の返還金のうち、保険料を財源とする返還金を受け入れるものです。

「歳出予算」についてですが、「総務費」の「医療財政調整基金経費」では、国民健康保険団体連合会からの返還金を積み立てるものです。

「諸支出金」の「償還金」では、医療給付費等の実績に基づく精算により、国・

県・市町村・支払基金から受け入れた平成 26 年度分の負担金等を返還する費用を補正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（志田常佳） はい。

なお、この際、監査委員から議案第 11 号及び第 12 号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

渡邊監査委員。

◎監査委員（渡邊雄三） はい。

〔渡邊雄三監査委員、登壇、説明〕

◎監査委員（渡邊雄三） それでは、決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増加が見込まれる中で、本制度は安定的に運営されていかなければなりません。

そのために、保険料収納対策などについて市町村と連携するとともに、医療費の動向把握や分析による効果的かつ効率的な保健事業を推進し、医療給付の円滑な提供に努めていただきたい。

これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思っております。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（志田常佳） それでは、これより、議案第9号「専決処分について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号の専決処分について採決いたします。

本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

◆五位野和夫 はい、議長。

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員。

〔五位野和夫議員、登壇、質疑〕

◆五位野和夫 柏崎市の五位野です。

ただ今の、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正に

ついて」2点にわたって質疑させていただきます。

1つは、国の番号法にのっとっての施行において、近年この情報漏えいのリスク管理が懸念されています。その対策であります。

近年、行政および民間において、ダイレクトメールや選挙・団体会員等、個人を特定する情報や個人のコードを記録したものがどんどんと情報化され、名簿を売買する業者やデータベースとして、本人が預かり知らない所で蓄積されています。これらの情報は、年齢や家族構成、生い立ちや学歴等、整理されればされるほど価値のある情報となり、一層流用や悪用される可能性が高くなります。

皆さんご存知のとおり6月の日本年金機構、ウイルス感染により250万件の情報流失、同6月には東京商工会議所でも1千2百万件を超える会員企業の個人情報流失しました。2014年には、大手通信教育のベネッセコーポレーションで1千万件以上の顧客情報が不正に持ち出され、名簿業者に売却されました。

こういった情報がある中、ここ1週間位、新聞でも非常にマイナンバー制度のリスク管理・情報漏えいについて、懸念される記事が多く載っています。

このような状況の中で、当広域連合議会として、リスク管理、その対策はどうなっているのか1点目としてお聞きします。

また、今回の法改正により、導入に係る費用はどれくらいを予定しているのか、お聞きするものであります。よろしくお願ひします。

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員に申し上げます。質問回数は3回までとなりますが、初回は今のように登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

◆五位野和夫 はい。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

[篠田広域連合長、登壇、答弁]

◎広域連合長（篠田昭） 五位野和夫議員のご質問にお答えいたします。
はじめに、「個人情報の漏えい・リスク管理の対策」についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」では、個人情報のうち、マイナンバーを含む情報を「特定個人情報」と位置付け、従来の個人情報より厳格なセキュリティをもって取り扱うことを求めています。

当広域連合では、この番号法および国が示すガイドラインに沿って、個人情報の適正な取り扱いを定める「特定個人情報保護評価書」を策定し、公表するとともに、評価書で定めた個人情報の取扱い方法や漏えい・紛失の防止措置など、情報セキュリティの対策を厳守してまいります。

なお、不正アクセスの対応としては、被保険者等の個人情報を取り扱う「業務用パソコン」は、「一般事務用パソコン」と完全に分離させ、専用回線を使用することにより、インターネットからの不正アクセスを防止しております。

また、「一般事務用パソコン」では、被保険者等の個人情報ファイルを保存しない運用を厳守するなど、個人情報の保護に努めております。

次に、「番号法の導入における費用」についてであります。当広域連合の導入費用としては、システム改修費など約4千8百万円となっております。

◆五位野和夫 議長。

○議長（志田常佳） はい。五位野和夫議員。

〔五位野和夫議員、自席、質疑〕

◆五位野和夫 はい。ありがとうございました。

当連合議会でも特定個人情報保護評価の策定という話がございましたが、今、全国の自治体でもこの評価がすべて終わっているわけではなく、まだ1割・2割残っているというところもあります。

また、6月11日の参議院の内閣委員会におきましても、100%情報漏えいを防ぐシステムというのは不可能だということが、内閣委員会の中でも国会等で答弁がされています。

こういった状況の中で、リスクを鑑みるならば、すべての条件がそろわないうちに見切り発車というのは非常に危険ではないかと思えます。国全体のリスク管理が整うまでは、延期を求めるなど慎重な対応を求めるべきではないかと思えますが、その点をお聞きしたいと思えます。そういった国への提言というのは、なされないのかお聞きしたいと思えます。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野和夫議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり 100%情報漏えいを完璧に防げるということは、なかなか無いということが言われています。

1つの番号にすべての情報がぶら下がっているわけではないので、きっちり遮断をしていくということが重要と考えておりますし、今後も国の対策を十分に踏まえまして、さらに補強していきたいと考えております。

○**議長（志田常佳）** 以上をもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

藤ノ木浩子議員。

〔藤ノ木浩子議員、登壇、討論〕

◆藤ノ木浩子 津南町の藤ノ木です。

平成 26 年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

私は、誰もが通るこの高齢化社会にあっては、安心して暮らしていける社会保障制度こそ、今そのことが強く求められていると思っております。

しかし、現在の社会保障制度は、医療でも介護でも負担増と給付削減で、老後への不安が強まる一方です。

そうした中において、この後期高齢者医療制度は、世界でも例のない、年齢で差別し負担増を押し付ける医療制度であり、やはり廃止し元の老人保健制度に戻すべきと考えます。

高齢化が今後ますます進む中で、医療保険料は 75 歳以上人口の増加と医療費増が保険料に直接跳ね返る仕組みとなっているため、今後もさらに上がることは避けられないと思っております。

2 月議会でも質問しましたが、保険料負担の軽減特例が廃止の方向と報じられ、もし実施されれば低所得者や被扶養者だった人など、負担増は計り知れません。

ぜひ、国に対して、軽減の継続を要求していただきたいと思っております。

高齢者には同様に、介護保険料も改定の度に値上がりし続けています。医療保険と共に年金からの容赦ない天引きで、悲鳴が上がっているのが実態です。

さらに唯一の収入である年金が削減で、どうやって暮していけというのでしょうか。二重三重に高齢者を苦しめることをすべきでないと考えます。

高齢者を苦しめる制度は廃止し、元の制度に戻すべきことを訴えまして、反対討論といたします。

併せて、特別会計の決算についても同様の立場であることを申し上げ、終わります。

○議長（志田常佳）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 12 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 12 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 14 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 11 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（志田常佳） 次に、日程第 11、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員には、新潟市中央区柳島町3丁目28番地11、鈴木正雄氏、新潟市中央区山二ツ3丁目7番26号、豊嶋直美氏、新潟市西区五十嵐二の町9143番地96、今井浩氏、新潟市東区藤見町2丁目3番7号、二瓶千代喜氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました方が、選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、第一順位、新潟市西区内野町1026番地、細川正博氏、第二順位、新潟市中央区水道町1丁目5932番地、太田晴彦氏、第三順位、新潟市東区秋葉通2丁目3722番地110、高崎寛氏、第四順位、新潟市中央区蒲原町10番18号、川崎ツキ子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

△日程第12 議案第15号 監査委員の選任について

○議長（志田常佳） 次に、日程第12、議案第15号「監査委員の選任について」を議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第 15 号、監査委員の選任について説明いたします。

これまで、識見を有する監査委員には、小柴昭彦氏に就任いただいておりますが、今月 28 日をもって任期満了を迎えました。

つきましては、後任の監査委員の選任について、議会の同意をいただきたいというものであります。

後任の監査委員につきましては、新潟市西区新通西 1 丁目 2 番 8 号、小柴昭彦氏を引き続き選任したいというものであります。

よろしくご同意をお願い申し上げます。

○議長（志田常佳） これより、議案第 15 号「監査委員の選任について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件についてはこれに同意することに決しました。

△日程第13 一般質問

○議長（志田常佳） 次に、日程第13、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、1人15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

それでは、五位野和夫議員。

〔五位野和夫議員、登壇、質問〕

◆五位野和夫 柏崎市の五位野です。一般質問させていただきます。

先ほど決算の討論でもありましたが、高齢者をめぐる状況は非常に厳しい状況になっております。

その中で、現在行われている保険料負担軽減措置を継続させるべきではないかという趣旨で質問させていただきます。

この軽減措置はあくまでも経過措置・暫定措置ということでありまして、恒久的な措置ではありません。

しかしここ近年、国民を含め、特に高齢者に対しては、消費税の増税や年金の削減、介護保険料の引き上げなど高齢者の生活は年々厳しくなる一方であります。先ほどもお話にありましたが、「これ以上どこを削ればいいのか。」「どうやって生活していけばいいのか。」という悲鳴にも似た声が聞こえてくるわけであります。そういった高齢者の皆様のほとんどが年金生活であります。

しかし後期高齢者医療制度では、その負担が重くのしかかっているわけです。ですから保険料の負担軽減措置をしなければならぬ状況になっているのではないのでしょうか。

この制度自体が、保険料の軽減措置をしなければ、スタートできない、運用できない状況を、裏を返して言えば、そのことを明らかにしているのではないのでしょうか。

非常に厳しい経済状況の中では現在でもぎりぎりの生活をされている中、8.5割・9割の軽減をしておりますが、この軽減措置がなくなれば、最低額の3,500

円の方が、これがなくなれば3万5,000円となるわけです。非常に厳しい負担がかかってきます。

ですので、この問題はこれから高齢化を迎える我々現役世代にとっても、安心して介護・老後を迎えられるかがかかってくる大きな問題だと思います。

保険料負担の軽減措置を継続させていくことを国に求める、そういった考えはないのか初めに伺うものであります。

次に、窓口負担はすべて所得での区分にすべきでないかという点でございます。

今、窓口負担は原則1割、現役並みの収入がある方は3割となっております。

この窓口負担に対して、先日私の知り合いの高齢者夫婦ですが、奥さんは年金収入のみ、旦那さんは年金と自営業で、金属関係の仕事で高齢ですが頼まれて仕事をやっている方がいて、この様な場合、保険料の算定の基準が一定の額を超えると、所得ではなく世帯の収入で区分されるということになっています。自営業の方はご存知かもしれませんが、300万・400万円の売り上げはすぐにでも出でくるとは思いますが、当然その中には経費がかかっているわけですので、所得となるといくらでもないのに、所得ではなく収入を基準にされる。国保は基本的には所得基準なのに、「なぜ私たちは1割でなく3割なのか」という声が聞こえてきました。

今回の一般質問ではその声もここへ届けさせていただきまして、窓口負担の区分、これは所得によって区分けすべきではないか、窓口負担の区分の考え方に矛盾があるのではないか、それを正していくべきではないか。

以上2点を一般質問させていただきますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野和夫議員の被保険者の負担軽減などについてのご質問にお答えします。

はじめに、保険料の軽減特例措置の継続についてのご質問です。

後期高齢者医療制度では、低所得者の負担を軽減するという観点から、世帯の所得状況に応じて、「均等割額」を本則では7割、5割、2割の三段階で軽減しています。

現在は、低所得者の更なる軽減策として特例措置を設け、7割軽減対象世帯を所得状況により、さらに9割軽減、8.5割軽減に拡充するとともに、所得割額についても、負担する方のうち所得が低い方については、一律5割軽減しています。

また、75歳に年齢到達するなど、制度に加入される前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、国の基準で制度加入時から本則では、2年間「均等割額」が5割軽減され、「所得割額はかからない」としております。現在は、特例措置を設け「均等割額」を9割軽減に拡充するとともに、期間を「当分の間」としております。

この特例措置について、国では「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう検討する。」としています。

特例措置の廃止は、制度の安定かつ継続的な運営を図るためには必要と考えておりますが、被保険者への影響が大きいことから、当広域連合では、全国の他の広域連合と連携し、本年6月に、厚生労働大臣に対して特例措置の現行制度維持を要望するとともに、やむを得ず制度を見直す場合には、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう求めてまいりました。

今後も機会をとらえて、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、窓口負担額区分に対するご質問についてお答えします。

後期高齢者医療制度における一部負担割合の判定につきましては、3割負担に該当する被保険者のうち、世帯の被保険者等の収入額の合計が基準額に満たない場合には、申請により1割負担が適用されます。

この基準収入額の範囲につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則において、「所得税法の規定による各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。」と定められていることから、判定基準を変更することは考えてございません。

〔五位野和夫議員、発言の許可を求む〕

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員。

〔五位野和夫議員、自席、質問〕

◆**五位野和夫** 1つ目と2つ目の質問で全体を通して言えることは、高齢者の生活実態に対して非常に負担になっているということではないでしょうか。減免措置や特例措置があるわけですが、今の年金生活でぎりぎりになっている所に対して、これからの経過措置や国の制度が廃止になった時、本当に高齢者に対して厳しい状況になっていく、そして高齢を迎える私たちにとっても厳しい状況になっていく、ということが明らかになるのではないのでしょうか。高齢者が安心して医療を受けられないということは、若い人たちがこれからの将来の不安を持つということになると思います。

ですので、先ほど連合長が国への要望に対して、なかなか制度改正について求めることは難しいという答弁がありました。県内の高齢者の今の実態をよく掴んでいただき、国に対してはきちんと物申していく、声を上げていく、そしてこの制度自体を高齢者が安心して医療を受けられる形にしていく提案をしていくことが大事ではないかと思います。

私はこの後期高齢者医療制度については、根本的には反対であり、前までの制度に戻すべきだと考えていますが、今現在この制度があるわけですので、この制度が高齢者にとってこれ以上負担にならないように、適宜その対策を取りたいと思いますが、負担軽減に対して方向性というのがもしあれば、教えていただきたいと思っています。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野和夫議員の再質問にお答えいたします。

基本的に生活が苦しいというのは、その通りだと思いますので、私どもも先ほど申し上げましたとおり、全国の他の広域連合とも連携しまして、やむを得ず制度を見直す場合には、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるように、重ねて国に申し上げていきたいと思っております。

○**議長（志田常佳）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

以上で、平成 27 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 10 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

志田常佳

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

渡辺 良

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

藤, 木 若子